

みえスマートライフ推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、みえスマートライフ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学官民の連携により、環境・エネルギーの技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、環境負荷を減らすとともに、豊かさを実感できるスマートライフへの転換を進め、地域の活性化につなげていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境・エネルギー関連産業の集積及び育成による産業振興
- (2) 地域資源を生かした新エネルギーの導入促進
- (3) 環境・エネルギー技術の活用によるまちづくり
- (4) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、企業、大学、団体、地方自治体その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

(組織)

第5条 協議会の運営組織を次の各号に掲げるものとする。

(1) 全体会

会員全員で構成し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。

(2) 企画・運営委員会

第3項によるメンバーで構成し、第3条に掲げる事業の具体的な内容について議論し、協議会のよりよい取組につなげる。

2 協議会に会長をおき、知事を充てるものとする。なお、会長に事故あるときは、その指名するものが、その職務を代理する。

3 第1項第2号の企画・運営委員会のメンバーは、知事が選任するものとする。

4 企画・運営委員会には、委員長及び副委員長をおき、委員の互選により選任するものとする。

5 第3条の事業を推進するため、企画・運営委員会に分科会その他事業を推

進する組織をおくことができるものとし、これらのメンバーは、企画・運営委員会の意見を聞いて選任するものとする。

(開催)

第6条 前条の協議会組織の開催は、全体会は年1回程度、企画・運営委員会は年4回程度、分科会その他事業推進組織は必要に応じ随時開催するものとする。

(顧問)

第7条 協議会の助言者として、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、知事が委嘱する。

(オブザーバー)

第8条 協議会は第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(経費)

第9条 協議会会員の会費は、無料とする。

2 協議会における各種会議の開催経費は、原則として三重県が負担する。

3 協議会における各種会議への参加旅費等の活動費は、会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は三重県が支弁する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を三重県雇用経済部エネルギー政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、企画・運営委員会の意見を聞いて、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。